

公告

令和8年8月14日

豊橋市長 長坂 尚登

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1. 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業（資源化センター余熱利用施設）

(2) 業務内容

別紙「豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業（資源化センター余熱利用施設）仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から市が別途発注する特定天井の修繕工事の竣工（令和9年8月末予定）までを設備の設置期間とし、令和9年度中に電力の供給を開始する。供給開始から20年間を電力供給期間とする。

(4) 業務場所

資源化センター余熱利用施設（豊橋市東七根町字宝地道10番地）

(5) 契約上限金額（上限電気料金単価）

18,000円/kWh（税抜き）

2. 応募者に必要な資格及び条件

2-1. 応募者の構成等

(1) 応募者は、本事業を行う能力を有する単独の企業又は複数の企業で構成される企業グループとする。

(2) 企業グループで応募する場合は、企業グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表とする企業（以下「代表者」という。）を定めること。

(3) 企業グループで応募する場合は、代表者がプロポーザル参加意向申出書（様式1）を提出すること。

- (4) 企業グループの構成員が、別途単独の企業として応募すること及び他の企業グループの構成員になることは認めない。

2-2. 応募者及び構成員の制限

応募者のいずれも次の要件を満たすものとする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の要件を満たすこと。なお、企業グループで応募する場合、全ての構成員がアの要件を満たし、いずれかの構成員がイからカの要件を満たしていること。

ア 単独企業及び企業グループの代表者は、令和8・9年度豊橋市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。企業グループの代表者でない構成員は、名簿に登録されていること、または次の（ア）から（ウ）の要件を全て満たすこと。

（ア）国税、愛知県税及び豊橋市税を滞納していないこと。（ただし、愛知県税については愛知県に、豊橋市税については豊橋市に納税義務がある者に限る。）

（イ）健康保険及び厚生年金保険に加入していること。

（ウ）雇用保険に加入していること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する技術者を配置できること。

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条に規定する電気主任技術者を配置できること。

エ 設置の工事にあたっては、電気工事士法に規定する、設置する設備の出力に応じた電気工事士を設置できること。なお、太陽電池発電設備の出力は、原則として太陽電池モジュールの合計出力で判断すること。ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断しても良い。

オ オンサイト PPA（PPAのうち、太陽光発電設備を設置した施設又は近接する施設に、一般送配電事業者の送配電網を介さないものをいう。）方式による電力供給事業の実績を有すること。ただし、太陽光発電設備の設備容量が50kWを超えるものであること。

カ 屋上又は屋根における50kW以上の太陽光発電設備等設置工事の請負の実績を有し、令和4年度以降に竣工していること。

- (2) プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次のいずれにも該当しないこと。なお、企業グループが応募する場合、全ての構成員がアからクの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第の規定に該当する者でないこと。

イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てがなされてい

ないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は除く。

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は除く。

キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなしていないこと、又は申立てがなされていないこと。

ク 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条による営業停止処分を付されていないこと。

（3）次のいずれにも該当しないこと。なお、企業グループが応募する場合、全ての構成員がア及びイの要件を満たしていること。

ア 契約候補者特定の日において手形交換所による取引停止処分に付されていないこと。

イ 契約候補者特定の日の前 1 年間に於いて手形交換所規則による不渡報告に掲載されていないこと。

3. 参加手続

（1）担当部署及び問い合わせ先

郵便番号 : 〒440-8501

住 所 : 愛知県豊橋市今橋町 1 番地

担 当 : 豊橋市環境部環境政策課

電 話 : 0532-51-2419

F A X : 0532-56-5126

電子メールアドレス : kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

（2）実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市環境部環境政策課ホームページ : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/64609.htm>

（3）プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 5 時必着

イ 提出場所

（1）に同じ

ウ 提出書類及び部数

プロポーザル参加意向申出書（様式 1）及び添付書類を 1 部提出すること。

エ 提出方法

持参（土・日曜日、休日を除く毎日午前 10 時 00 分から午後 5 時まで、ただし正午から午後 1 時までを除く）又は郵送（書留郵便に限る）とし、それ以外の方法による提出は受け

ない。

オ 提案資格

プロポーザル参加意向申出書等により提案資格の有無を確認した後、「様式4（提案資格確認結果通知書）」により、提案書等の提出について通知する。

（4）提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年10月2日（金）午後5時必着

イ 提出場所

（1）に同じ

ウ 提出書類及び部数

（ア）提案書（様式5）、事業実施スケジュール（様式5-1）、事業実施体制（様式5-2）について、正本1部、副本10部を提出すること。なお、正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。なお、副本には提案者が特定できるような記述をしないこと。

（イ）電力料金見積書（様式6）、2025年度電力使用量を用いたシミュレーション（様式6-1）について、1部提出すること。

エ 提出方法

持参（土・日曜日、休日を除く毎日午前10時00分から午後5時まで、ただし正午から午後1時までを除く）又は郵送（書留郵便に限る）とし、それ以外の方法による提出は受付けない。

4. 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業（資源化センター余熱利用施設）評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

（1）第一次審査（書類審査）

提案者が4者以上の場合には、第二次審査対象者を3者以内に絞り込むものとする。

（2）第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和8年12月14日（月）に実施の予定

時間、場所及び留意事項等については令和8年11月6日（金）までに別途通知する。

5. 注意事項

（1）提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

（2）提出された提案書等は返却しない。

（3）次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

- イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- エ 提案単価が「1. 公募型プロポーザルに付す事項（5）契約上限金額（上限電気料金単価）」を超える提案
- オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6. 現地確認

現地確認を希望する場合は、現地確認希望申出書（様式 1－8）を添付して提出すること。なお、現地確認を希望しない場合は、提出は不要とする。実施時間を含む詳細については、提案資格確認結果通知書（様式 4）により提案資格を有することが認められた応募者にのみ、提案資格確認結果通知書（様式 4）の送付以降に市より連絡するものとする。また、天候等により実施が困難となった場合も、市より連絡するものとする。

（1）日 に ち 令和 8 年 9 月 7 日（月）（予定）

（2）所要時間 1 事業者につき 1 2 0 分

（3）場 所 資源化センター余熱利用施設（豊橋市東七根町字宝地道 1 0 番地）

7. その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨及び単位

日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

（2）豊橋市業務委託契約スライド制度の適用

無

（3）契約書作成の要否

要

（4）その他詳細は、「豊橋市市有施設への再生可能エネルギー等導入事業（資源化センター余熱利用施設）プロポーザル実施要領」による。